

令和4年3月5日

斎場利用者各位

小田原市斎場の利用制限延長について

早春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、斎場運営につきましてご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和4年1月24日より「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が発令されましたが、令和4年3月4日付で期間が延長されました。そこで、神奈川県の指針にのっとり、施設の利用制限も令和4年3月7日より延長いたします。利用制限の内容につきまして、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る小田原市斎場利用制限の変更内容」をご確認ください。

斎場をご利用される皆様方におかれましては、引き続き、マスク着用や手指消毒の励行、マスク会食の徹底など、基本的な感染症対策の継続をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、斎場までご連絡をお願いいたします。

何卒、ご協力の程、宜しくをお願いいたします。

制限期間
令和4年3月7日（月）から3月21日（月）まで
※但し、感染拡大の状況等により、延長する場合があります。

小田原市斎場
場長 後藤隆一
TEL/0465-34-4909
FAX/0465-34-4915

新型コロナウイルス感染症に係る小田原市斎場利用制限の変更内容

項目	令和4年3月6日まで	令和4年3月7日から3月21日迄
(1) 人数の制限について	待合室の利用者 30名以下 (1 テーブル4名以内) ※2 部屋利用可(2 部屋の場合 60名以下)、待合室数の上限無し。	【継続】
(2) 発熱等症状のある方等の来場について	過去2週間以内に発熱や咳の症状のある方、感染拡大している地域や国への訪問歴がある方、感染者と濃厚接触した方(感染予防措置を講じずに発症の2日前から1メートル以内で15分以上接触した人)は、来場を御遠慮ください。	【継続】
(3) 場内での飲食等について	飲食は待合室内でお願いします。 共用部(待合ホールや待合スペースなど)での飲食はご遠慮ください。 各席に個別配膳を推奨します。	【継続】
(4) 茶器の使用について	茶器の使用可能ですが、湯呑の代わりに紙コップを提供します。	【継続】
(5) 待合室内での配席について	1 テーブル4名以内。 間隔を空けて配置します。	【継続】
(6) 待合ホール等について	共用部分(待合ホール・キッズルーム)の利用制限はありませんが、ソーシャルディスタンスのご協力をお願いいたします。	【継続】